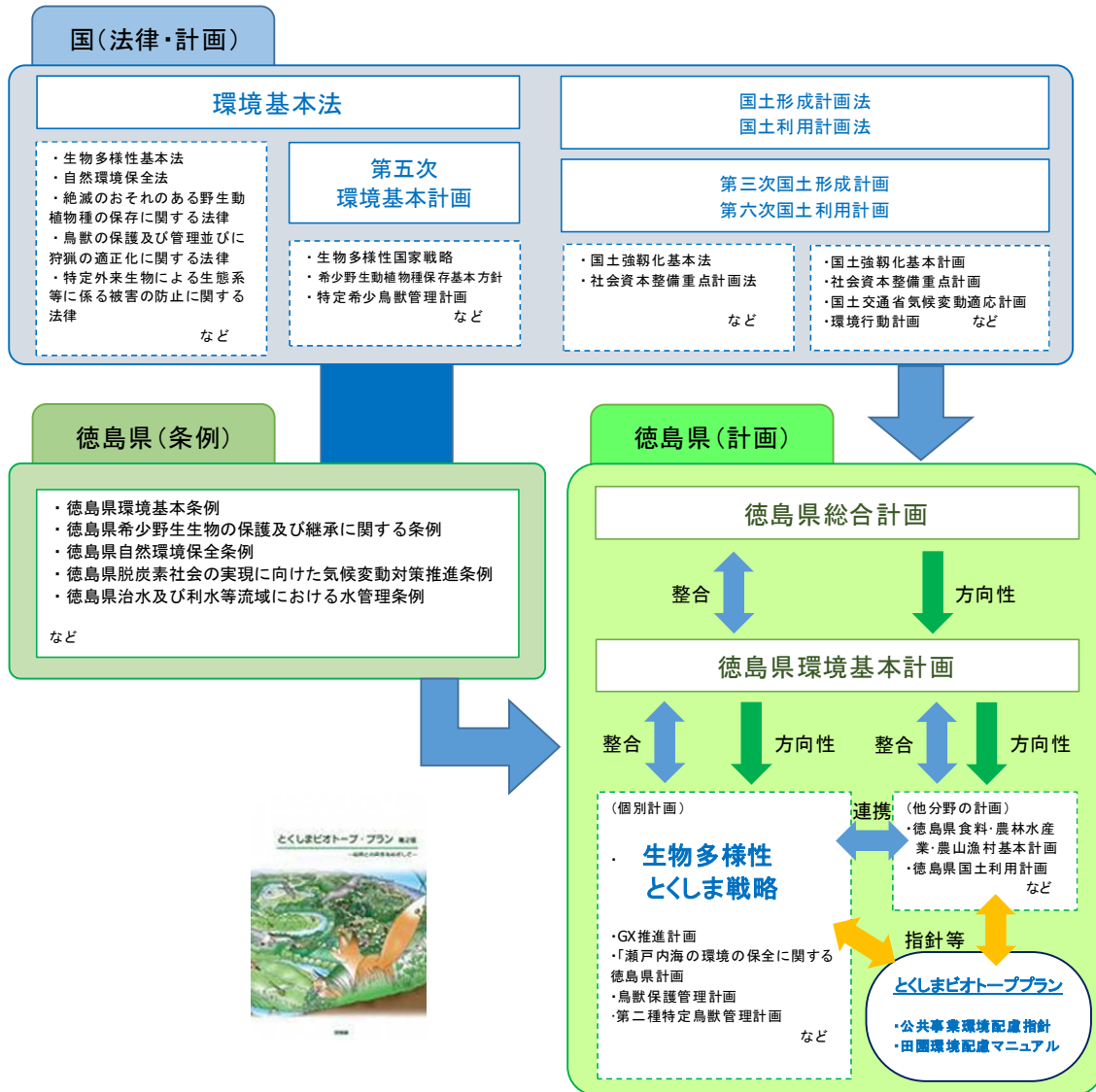


## 第5部 戦略（方向性及び目標）と達成に向けた行動計画

### 第1章 戦略の改定方針

#### 1. 国の法律・計画、県の条例・計画との関係性



国の法律・計画と県の条例・計画との関係性

豊かな生物多様性の恵みを将来の世代に引き継いでいくためには、生物多様性の保全とその持続可能な利用について、総合的な取り組みを長期的かつ計画的に推進しなければなりません。そのためには、県民が「豊かさとは何か」を考え、生態系サービスの恩恵を受けながら生活が成り立っていることについての理解を深める必要があります、県としては、この戦略を県民とともに推進していくことが重要です。

また、県は、「徳島県総合計画」を県政運営の指針としており、その中には、生物多様性の保全や持続的な利活用の達成に関連する施策・事業も数多くあります。それらを相互に関連づけ、支えていくための枠組みが必要です。

「生物多様性とくしま戦略」は、生物多様性基本法第13条に基づき策定された、徳島県の自然や社会特性を活かすための基本的かつ総合的な戦略です。

今回の改定による「生物多様性とくしま戦略2024-2028」では、第1部に記載した国内外の動向を踏まえた上で、2013年10月から10年間に推進してきた施策・事業をさらに展開させていくこととしています。

さらに、「徳島県環境基本計画」や「徳島県GX推進計画」、加えて「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に基づく取組等との整合を図りつつ、これら施策と連携して推進していくこととします。

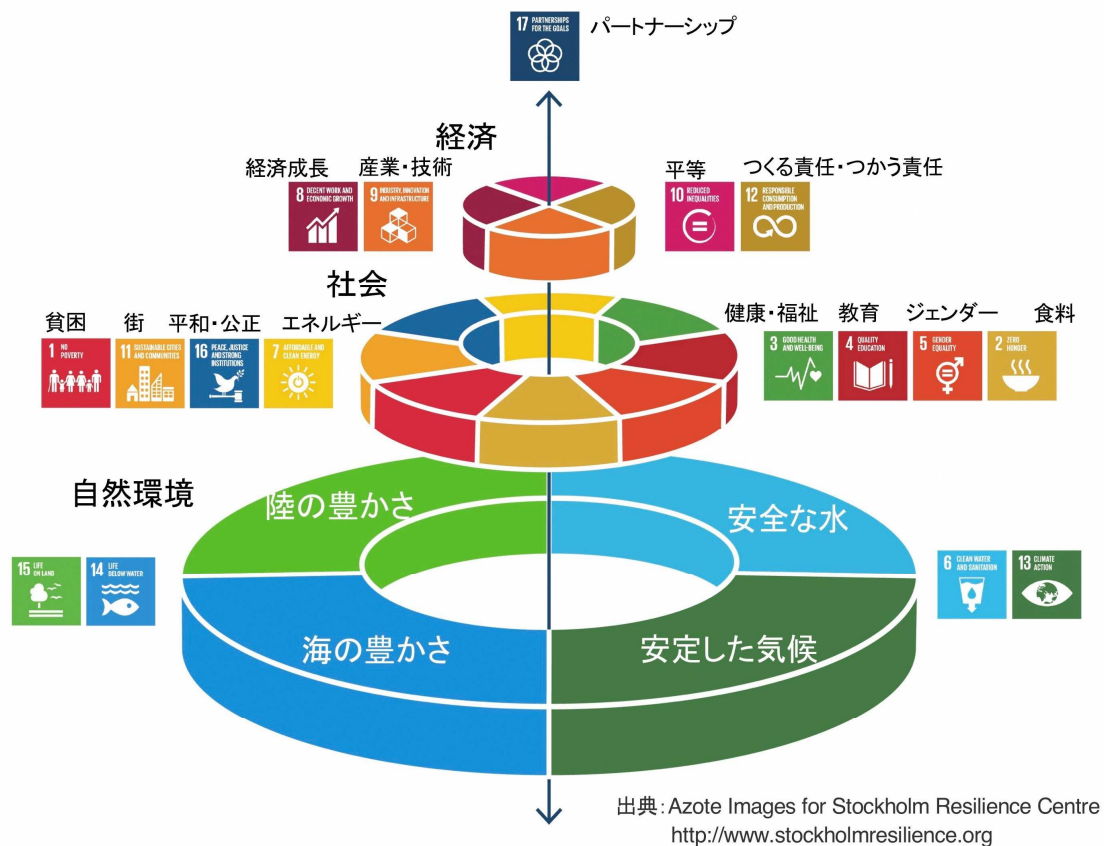
## 2. SDGs との関係性

生き物や生態系を守り活用してゆこうとする活動は、地域社会や国際社会で安心・安全に暮らしていけるようにしようとする活動と密接に関連しています。どのような活動も相互に関連し合っていることに気づくことで、誰もが参加しやすくなるでしょう。

SDGs（持続可能な開発のための目標）は、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境が不可分で統合されたものとして示されています。経済活動の発展と永続性は安定した社会によって担保され、持続可能な安定した社会は、良好な自然環境によって担保されているのです。経済や社会を支える基盤となるのが、豊かな陸の生態系、豊かな海の生態系、安全な水、そして安定した気候です。



SDGs:17の持続可能な開発のための目標



SDGs のウェディングケーキ

「生物多様性とくしま戦略」は、経済・社会の基盤となる自然環境・生態系を保全・修復しながら、持続的に活用していくための方針を示すものです。このようなことから、生物多様性保全活動に参加することが、持続可能な開発のための目標とどのように関連するのかについても示すこととします。

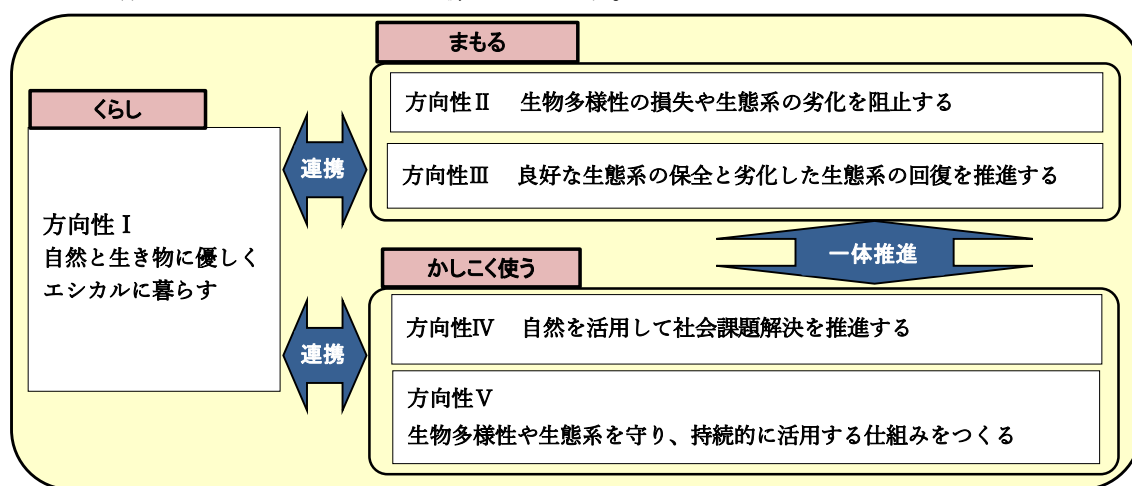
## 第2章 戦略の方向性と目標

### 1. 長期目標

生物多様性という地域資源を活かした、持続可能な循環型社会の実現

### 2. 5つの方向性と10の目標

長期目標の実現に向けて、第4部で示された課題に対応していくための5つの方向性と、それを達成していくための10の目標を定めます。



戦略の5つの方向性

#### 方向性Ⅰ：自然と生き物に優しくエシカルに暮らす

【目標1】自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成し、活動する場を増やす

【目標2】自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有し、発信する



## 方向性Ⅱ：生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する

【目標 3】 化学物質や気候変動による自然への負荷を減らす

【目標 4】 外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による生態系の劣化を阻止する



## 方向性Ⅲ：良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する

【目標 5】 野生生物を守り、コアとなる生態系を保護・保全する

【目標 6】 劣化した生態系の質を向上させてネットワーク化し、保護される面積を  
拡大する



## 方向性Ⅳ：自然を活用して社会課題解決を推進する

【目標 7】生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進する

【目標 8】自然を活用した地域づくりを推進する



## 方向性Ⅴ：生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくる

【目標 9】保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する

【目標 10】継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる



### 第3章 行動計画

5つの方向性・10の目標を達成するための具体的な行動計画、行動計画の達成度を評価するための指標を以下に示します。行動計画に対する取り組み状況及び達成の度合いは、5年後に戦略を見直す前に外部者評価を受けることとします。

県の部局等については、以下のように示します。

#### 方向性Ⅰ：自然と生き物に優しくエシカルに暮らす

##### ●目標1 自然・生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材を育成し、活動する場を増やす

###### □行動計画1 生物多様性リーダーの育成と活動支援

生物多様性とくしま会議等との連携のもと、活動圏域や年齢構成にも配慮し、生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダーを育成します。また、農業など分野別に特化した生物多様性人材育成プログラムを検討していきます。さらに県とともに普及啓発をはじめ、本県各地域の特色ある生物多様性を保全する活動を担っていただくため、育成した人材の活動の場を増やしていきます。

###### □行動計画2 生物多様性環境学習プログラム等の推進

教育委員会や学校、NPO等との連携のもと、学校教育において生物多様性に関する環境学習プログラムを積極的に推進していきます。

また、学校の特色に応じた啓発・実践活動を行うため、県内すべての公立高校・中等教育学校に、エシカル消費を研究・実践する「エシカルクラブ」を設置します。

###### □行動計画3 自然環境の保全活動を担う人材の育成

とくしま環境学講座（出前講座）の開催、エコみらいとくしまで実施する実践活動、登山マナーアップ・キャンペーン等、生涯教育を通じて、自然環境の保全活動に取り組む人を増やします。

###### □行動計画4 生物多様性の啓発・保全プログラムを実施できる団体の育成

生物多様性とくしま会議等との連携のもと、生物多様性リーダー育成に係るプログラムの基準、及び作成・運営方法についての情報を提供し、生物多様性の啓発・保全プログラムを作成・運営できる団体を育成します。

□行動計画5 野生鳥獣管理の担い手の育成

県猟友会等と連携しながら、新規狩猟者を確保しつつ野生鳥獣管理の担い手育成に努めます。

□行動計画6 「里海創生リーダー」等の育成と里海づくりの推進

山、川から海までを一体的に捉え、その恵みを貴重な財産として次世代に継承するため、海岸に生息する生物の種類や量から水質を評価する「海岸生物調査」や環境フィールド学習講座等を通じて、里海づくり活動の中心的役割を担う「里海創生リーダー」等の人材育成を図るとともに、リーダーやNPO法人等と連携して里海づくりを推進します。

●目標2 自然と生き物を守っていくための情報を集積・共有し、発信する

□行動計画7 市町村の生物多様性地域戦略の策定支援と情報提供

生物多様性地域戦略は、県のみならず、市町村でも策定していく必要があります。そのため、国作成の手引き等を活用した、市町村による地域戦略策定の支援を行います。また、世界や全国での取り組みについて情報共有していけるよう、「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を促します。

□行動計画8 とくしま生物多様性センターのマネジメントによる効果的な情報発信

とくしま生物多様性センターは、NPO法人や民間団体のネットワーク組織である生物多様性とくしま会議と定期的に情報共有を図り、また、「とくしま生物多様性活動推進協議会」の事務局として、県、民間団体、民間事業者、大学など、関連組織・団体等との間での情報共有を促進し、協働活動をマネジメントします。そしてホームページの充実やSNSの活用など、集積した情報や活動の成果等を県民に効果的に発信していきます。

□行動計画9 「エシカル消費」の啓発と普及

エシカル消費の普及推進に顕著な功績のあった事業者や団体を表彰し、広く紹介することで、今後の活動を奨励するとともに、SNS等を活用した多様な媒体を通して県民一人ひとりに届く周知啓発活動を展開することで、環境等に配慮したエシカル消費に対する県民の理解促進を図ります。

□行動計画10 自然環境保全活動やモニタリング調査等を行う団体に係る情報の共有

自然環境保全活動やモニタリング調査等の活動を行う団体（地域の自治組織も含む）とその取り組みを把握し、関連組織・団体等との間で情報共有します。



□行動計画 1 1 「里海ポータルサイト」を活用した情報発信

水辺の生物調査、川や海の水質調査、里海の普及・啓発など、里海づくりに関する取組や情報を「里海ポータルサイト」を活用して発信していきます。

□行動計画 1 2 「ワンヘルス」の普及・啓発

県民に対し、「人と動物、環境の健康はひとつ」という「ワンヘルス」の普及・実践を推進するため、医師・獣医師・環境分野の研究者など、各分野の専門家の連携体制を強化し、ワンヘルス実践社会の構築を目指します。

□行動計画 1 3 自然資源の管理に関する伝統的文化・技術の保存と継承

大学や民間団体等と連携して自然資源の管理に関する伝統的文化・技術に係る調査を行い、後世へ保存・継承できるよう努めます。

□行動計画 1 4 県産郷土作物等の品種の調査・資源の保存

地域固有の風土や自然環境と結びついた郷土品種の調査を行うとともに、県産郷土作物等の遺伝資源の保存を行います。

## 方向性Ⅱ：生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する

### ●目標 3 化学物質や気候変動による自然への負荷を減らす

□行動計画 1 5 県民の生活排水対策に向けた啓発・支援及び事業場排水の適正処理のための施策の実施

県民の生活排水対策に向けた啓発・支援及び事業場排水の適正処理のための施策を実施し、県民の水環境保全に関する意識向上を図り、河川等の水質の維持・向上をめざします。

□行動計画 1 6 「とくしま生活排水処理構想 2022」の推進

「とくしま生活排水処理構想 2022」に基づき汚水処理施設の整備促進を図ることで、河川等の水質の維持・向上をめざします。

□行動計画 1 7 公共用水域等の水質測定調査の実施

国、県、市町村と共同で、公共用水域及び地下水の水質測定を実施し、県民の水質への意識付けを図り、水質の維持・改善をめざします。

□行動計画18 環境への負荷の少ない「持続性の高い農業」の推進

環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「エシカル農産物」の生産拡大を図るため、化学肥料・化学農薬の使用低減や土づくりに係る技術の開発・普及を推進します。

□行動計画19 「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」の推進

県民や事業者とともに脱炭素社会への動きを加速化することで、温暖化による自然への負荷を減らします。あわせて、気候変動に適応する社会の構築に努めます。

●目標4 外来生物の侵入や野生鳥獣の増加による生態系の劣化を阻止する

□行動計画20 官民協働による侵略的外来種の発見と駆除活動の推進

「徳島県版生態系影響外来種リスト」を周知するとともに、外来生物に関する生息状況を把握し、県民へ広く情報提供することで、防除対策に努めます。

また、「国、市町村、県民、事業者等」と連携した駆除活動を行うためのプラットフォームを構築するとともに、地域主体の駆除活動の支援を行います。

□行動計画21 農林水産物への鳥獣被害防止対策の推進

市町村、猟友会、関係団体等で構成する「徳島県鳥獣被害防止センター」において、「徳島県鳥獣被害防止対策基本方針」に基づき、鳥獣被害の防止対策に取り組みます。また、水産業におけるカワウ被害防止対策の推進に向け、関西広域連合や関係県と連携し、捕獲や防除手法の検討等を行います。

□行動計画22 「徳島県特定鳥獣適正管理計画」に基づく野生鳥獣の適正管理の推進

2022年に策定した適正管理計画に基づき、引き続きニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの適正管理を推進し、県民の皆様に鳥獣被害の低減を実感していただけるよう努めます。

方向性Ⅲ：良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する

●目標5 野生生物を守り、コアとなる生態系を保護・保全する

□行動計画23 「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」の推進

希少野生生物保護検討委員会を継続的に開催し、指定希少野生生物や希少野生生物保護区の追加指定及び管理方針に関する研究や検討を進めます。

□行動計画24 徳島県版レッドリストの改定

希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版レッドリストの見直しに向けた調査・検討を進め、分類群毎に順次改定を行います。また、徳島県版レッドリストについて、県民への周知に努めて適切な保護につなげます。

□行動計画25 希少野生生物の生息区域外での保全に係るモデル的取り組みの実施

オヤニラミのように、生息区域の環境悪化のため絶滅の危険性が高い希少野生生物を生息区域外で保全し、生息地の環境改善が図られた後、本来の生息地に戻すような取り組みの効果を実証し、推進していきます。

□行動計画26 コウノトリの見守りや保護等の実施

市民団体、関係団体及び動物園等と協働で、コウノトリの見守活動を実施するとともに、負傷個体発生時には、一時保護施設において保護・治療・治療後の飼養を行います。

□行動計画27 ニホンカモシカ調査の実施

国の特別天然記念物であるニホンカモシカの生息調査を、文化庁の指導を受けながら継続的に行っていきます。

□行動計画28 ツキノワグマの生息調査の実施及び保護・増殖対策の検討

県内外の研究機関や NPO 法人等と連携し、ツキノワグマの分布範囲などの生態調査を継続するとともに、条例による希少野生生物への指定など保護・増殖対策について検討します。

□行動計画29 剣山周辺の良い生態系の保全と再生

剣山地域ニホンジカ被害対策協議会と協働で防護柵設置等の施設管理を継続し、剣山国定公園内での希少野生植物へのニホンジカの食害対策を推進します。また、国や NPO 法人等との協働で樹木ガードを設置し、植生の保護に努めます。

□行動計画30 四国山系のコリドーネットワークづくりの検討

国・県指定鳥獣保護区、緑の回廊に加えて、指定猟法禁止区域の指定により、希少な野生動物の生育・生息地の保護に努めます。

□行動計画31 自然公園地域のモニタリング調査や保護活動の推進

公園監視団体(NPO 法人)と連携して、自然公園監視員による監視・指導を行い、違法行為や自然災害の早期発見に努めて、自然公園地域の環境保全を図ります。

□行動計画3 2 海洋保護区の検討

国が策定した海洋生物多様性保全戦略の視点に立ち、海洋保護区の設定について研究・検討を行います。

□行動計画3 3 「徳島県の活かしたい生態系リスト」の活用

2022年1月に策定した「徳島県の活かしたい生態系リスト」を自然保護の普及啓発や開発行為の適地・不適地選定等に活用し、県内の生態系保全に努めます。

□行動計画3 4 剣山頂上部の植生の保護と再生

剣山頂上付近の植生を登山客による踏みつけから守るため木道の維持管理を行うとともに、NPO法人等との協働で踏みつけ等により劣化した植生の再生を図り、継続的にモニタリングしていきます。

□行動計画3 5 ビオトープ・ネットワークの強化

剣山系を中心に、良好な生態系が残された核となる地域を保護区とし、その周辺に良好な生態系を復元・創出することでその面積を拡大し、ビオトープ・ネットワークを強化していけるよう検討します。

□行動計画3 6 高丸山千年の森づくりをモデルとした自然再生型植栽の推進

森林を皆伐する時に高木性の広葉樹をできるだけ残し、天然下種更新を図るとともに、地元産の種子を育苗した植栽を推進します。

□行動計画3 7 「健全で豊かな森林」をつくるための造林や間伐の実施、針広混交林等への誘導

みなみから届ける環づくり会議と連携し、地元、那賀町内の学校を対象とした環境教育を継続し、ヤマザクラ・コナラなどの在来植生の森林整備を推進します。

2014年から実施しており、2023年の補植で最終年となるが、苗木の保育が必要となるので、学校全体で環境教育を続けていきます。

**●目標6 劣化した生態系の質を向上させてネットワーク化し、保護される面積を拡大する**

□行動計画3 8 森林生態系多様性基礎調査を活用した地域森林計画による森林保全

流域毎に地域森林計画を策定する際、森林生態系多様性基礎調査データを活用し、鳥獣害防止森林区域を設定するなど地域的な特性に応じた森林整備と保全の目標を策定します。

□行動計画 3 9 間伐等による健全な森林の整備

間伐や針広混交林・複層林への誘導、広葉樹林の整備を推進し、健全な森林の面積を増加させます。

□行動計画 4 0 耕作放棄地の再生・有効活用

耕作放棄地の解消を支援し、農地の有効活用による生産性の向上及び農業景観の保全につなげます。

□行動計画 4 1 魚道整備・修繕、スリット式ダム整備の検討・推進

魚類等の移動がダムや堰等で阻害されている河川等については、魚道の設置やスリット式ダムの整備を検討し、魚類等が生息しやすい河川に修復するよう努めます。

□行動計画 4 2 干潟・藻場の保全実現に向けた推進

「徳島県公共事業環境配慮指針」に基づき環境への影響を回避し、低減することを優先します。また、影響回避が困難な場合は、開発行為により失われた干潟や藻場の代償措置を推進します。加えて水産資源の増大と水質環境の改善を図るため、藻場造成事業の推進に努めます。

□行動計画 4 3 森林資源の積極的な活用を図る林業施策の推進

「徳島県豊かな森林を守る条例」や「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、森林の適正な管理や木材生産、県民による県産材の積極的な利用を促進します。

□行動計画 4 4 県産材利用の推進

豊富な森林資源の循環利用を進め、持続可能な森林・林業に繋げるため、木材の価値を高める県産材の利用を推進します。

□行動計画 4 5 適正な養殖漁場の環境管理の推進

「持続的養殖生産確保法」に基づく「漁場改善計画」の策定を促すとともに、「徳島県魚類養殖指導方針」に基づく養殖漁場の環境保全に努めるよう指導を行います。

□行動計画 4 6 適切な水産資源管理の推進

「漁業法」に基づき策定した「資源管理方針」に則り、適切な水産資源の管理を実施し、資源の持続的な利用を確保します。

□行動計画 4 7 「自然共生サイト」の認定に向けた申請等支援

世界共通の目標として掲げられている「30by30」を達成するため、「民間等の取組によ

って生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する制度が2023年4月から開始されています。県内の「民間等による生物多様性保全の取組の促進」及び「保護区域以外の生物多様性の保全・管理が図られている区域の拡大」のため、「自然共生サイト」認定に向けた候補地の検討や申請等の支援を行います。

## 方向性Ⅳ：自然を活用して社会課題解決を推進する

### ●目標7 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を推進する

□行動計画48 「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」の推進

地域の特性を活かし、市町村や地域住民などが参画した対策を進める「流域水管理行動計画」を策定し、施策展開を推進します。

□行動計画49 農山漁村地域における強靱化対策の推進

流域治水に資するため池の活用及び田んぼダムの導入促進などの防災・減災対策により、農山漁村地域の強靱化に取り組みます。

□行動計画50 生態系の防災・減災のためのグリーンインフラとしての活用

国、県各部署、大学・研究機関等と連携し、生態系を、防災・減災のためのグリーンインフラとして活用していくことの必要性や重要性について啓発していくとともに、それを実践するための方法について調査・検討などの必要な支援を行います。

□行動計画51 森林が持つ水源かん養機能の維持・向上

森林が持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、公有林化や公的管理、水源かん養保安林の拡大など、水源林の適切な保全・管理を推進します。

### ●目標8 自然を活用した地域づくりを推進する

□行動計画52 自然公園の魅力向上

自然公園での風景地の保護とその適正な利用が図られるように施設の修繕や維持管理を行うとともに、利用者の安全・安心の確保や、観光地としての魅力向上のため、「施設のバリアフリー化」、「ユニバーサルデザインを取り入れた設備の設置」及び「案内板の多言語対応」などについて検討し、推進します。

#### □行動計画5 3 エコツーリズムの推進

古来から引き継がれた徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を最大限に活用するとともに、これらの地域資源に対する負担を最小限にするべく管理されたツアーの促進を図るエコツーリズムを推進します。

また、関西広域連合の生物多様性担当者会議に参画し、「関西の活かしたい自然エリア」におけるエコツアーを活用するための検討を行います。

#### □行動計画5 4 グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の推進

遍路道等の豊かな自然の中でのウォーキングと健康食を提供するヘルスツーリズムや農林漁業体験や田舎での宿泊などを通じて、自然、地域の人々との交流を深めるグリーンツーリズム、ブルーツーリズムを推進します。

#### □行動計画5 5 サステナブルツーリズムの推進

世界に誇る「阿波おどり」や「鳴門の渦潮」、「祖谷のかずら橋」など、本県ならではの文化・自然を活かした「サステナブルツーリズム」の推進のため、観光コンテンツの造成支援や国・県・市町村の取組の情報提供を行います。

### 方向性V：生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくる

#### ●目標9 保全活動促進のための仕組みと制度を整え、活用する

#### □行動計画5 6 「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づく自然環境に配慮した公共事業の推進

生態系の改変を伴う公共事業については、「徳島県公共事業環境配慮指針」、「徳島県田園環境配慮マニュアル」等に基づき、自然環境への配慮した工事を行っています。今後、自然環境に配慮して公共事業を進めるとともに、委員会等での意見交換を行います。

#### □行動計画5 7 土地利用と良好な生態系の保全との両立

再生可能エネルギーの利用など、各種事業の実施に伴う土地利用と生態系・生物多様性の保全との間での両立を図るための調整が必要となることがあります。このため、事業者には各種法令に基づく手続きの着実な実施を求めるとともに、県としては生物多様性や生態系の保全の側面からの配慮のあり方について検討していきます。

□行動計画 5 8 とくしま生物多様性推進協議会の機能強化と協働の仕組みづくり検討・推進

とくしま生物多様性推進協議会におけるマネジメント機能強化、取組項目の明確化、市民団体ネットワークの活用など協働の仕組みについて検討し、推進します。

□行動計画 5 9 生物多様性や生態系の保全に配慮した農産物の流通拡大の仕組みづくりの検討・推進

生物多様性や生態系の保全に配慮した農産物の流通拡大等の仕組みづくりについて、検討し、推進します。

□行動計画 6 0 エシカル農産物認証制度の推進

環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「エシカル農産物」の生産拡大を図るため、生産者に対する技術的な指導に加え、消費者や実需者に対する認証農産物の理解促進を行い、GAP 認証、みどり認定制度及び有機 JAS 認証の取得を推進します。

●目標 1 0 継続的な保全活動のための資金調達の仕組みをつくる

□行動計画 6 1 森林の二酸化炭素吸収量を活かした排出量取引制度の推進

森林整備等を推進するために、J-クレジット制度を活用できる仕組みを構築します。

□行動計画 6 2 外部資金による生物多様性や生態系保全活動の推進

とくしま生物多様性推進協議会と連携し、民間団体が外部資金を導入して行う、生物多様性や生態系の保全に向けた活動を促進するための仕組みを検討します。



## 第4章 重点プロジェクト

行動計画として示された事業の実施方針の中で、重点的に実施すべき事項を重点プロジェクトと定め、着実に推進していきます。

### I 自然と生き物に優しくエシカルに暮らす

#### (1) 生物多様性リーダーの継続的な育成と活躍の場づくり

生物多様性を広く普及・浸透させ、「生物多様性とくしま戦略」を着実に実施していくためには、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる人材が不可欠です。これまでに県は、「生物多様性とくしま会議」が実施している「勝浦川流域フィールド講座」で学んだ県民から、132人の「生物多様性リーダー」と、14人の「生物多様性アドバンスリーダー」を認定しました。

今後も生物多様性とくしま会議による取組の支援や民間団体等による新たな講座の開設の支援、また、本県で実施している自然環境教育の仕組みを活用し再構築することで、より多くの県民が、より多様な分野で活躍できるよう、「生物多様性リーダー」等の人材育成を図り、県とともに普及啓発をはじめ、本県各地域の特色ある生物多様性を保全する活動を担っていただくため、育成した人材の活躍の場を提供していきます。

#### (2) エシカルな暮らしのための情報の集積・共有・発信の仕組み構築

民間団体や研究・教育機関、学生、とくしま生物多様性活動推進協議会等と連携して、生物多様性・生態系の保全に必要な科学的知見や、生物多様性・生態系を持続的に活用していくための暮らし方に関する専門的知識を広く収集します。

そして、SDGsの考え方や自然と生き物に優しいエシカルな暮らし方が県民に浸透するよう、シンポジウムやフォーラム等を継続的に開催し、それらの情報を蓄積、共有する仕組みを構築するとともに、ホームページの充実やSNS等を活用した効果的な情報発信を行います。

### II 生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する

#### (3) 再生可能エネルギーの利用を促進するための生物多様性や生態系保全への配慮のあり方についての検討

「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づき、県民や事業者とともに脱炭素社会への動きを加速化することで、温暖化による自然環境への負荷を減らします。一方、そのためには、再生可能エネルギーの利用を促進していくことが必要であり、土地利用と生物多様性や生態系の保全との間で両立を図るための調整が必要となる場合があります。社会的合意形成の観点から無用な対立を回避し、効率的かつ円滑に事業を進め

ていただくため、事業者には各種法令に基づく手続きの着実な実施を求めるとともに、市町村とも連携し、生物多様性や生態系の保全の立場から配慮が必要な区域やその提示の仕方など、配慮方針のあり方を示していきます。

#### **(4) 協働による外来種対策の推進**

「徳島県版生態系影響外来種リスト」を活用し、外来種による生態系への影響について周知・啓発を行うとともに、国、市町村、県民、事業者等と連携した駆除活動を行うためのプラットフォームを構築し、地域主体の駆除活動をモデル的に実施します。

### **Ⅲ 良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する**

#### **(5) 「徳島県の活かしたい生態系リスト」の活用と生態系の保全・回復**

「徳島県の活かしたい生態系リスト」を自然保護の普及啓発や開発行為の適地・不適地選定等に活用し、県内の生態系の保全や回復に努めます。また、法や条例に基づく保護区の拡大や希少野生生物の追加指定について研究・検討するとともに、希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版レッドリストの見直しに向けた調査・検討を進め、分類群毎に順次改定を行います。

#### **(6) 自然共生サイト及び OECM の認定・登録支援**

世界共通の目標として掲げられている「30by30」を達成するため、「民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する制度が2023年4月から開始されています。県内の「民間等による生物多様性保全の取組の促進」及び「保護区域以外の生物多様性の保全・管理が図られている区域の拡大」のため、「自然共生サイト」認定に向けた候補地の検討や申請等の支援を行います。

### **Ⅳ 自然を活用して社会課題解決を推進する**

#### **(7) 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) のあり方についての検討**

環境省が公表した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) の手引き」には、鳴門市の事例が掲載されました。自然災害に対するレジリエントな地域づくりと生物多様性の保全の両立を図る必要があります。県では、気候変動に伴う洪水災害等の頻発・激甚化への適応策として、森林等の生態系が持つ水源かん養機能の活用、流域治水に資するため池の活用や田んぼダムの導入促進を行います。また、国、県、大学・研究機関等と連携し、生態系を防災・減災のためのグリーンインフラとして活用していくことの必要性や重要性について啓発していくとともに、それを実践するための方法についての調査・検討など、必要な支援を行います。

#### **(8) 「自然環境」の地方創生の資源としての活用のあり方についての検討**

「自然環境」を地方創生の資源として活用するため、行政や団体・事業者等と連携を図り、徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を最大限に活用するエコツーリズムやサステナブルツーリズムを推進するとともに、「健全な生態系」を維持、回復するためのルールづくりや、ツアーコンテンツ造成に取り組みます。

### **V 生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくる**

#### **(9) とくしま生物多様性活動推進協議会の機能強化と協働の仕組みづくり**

とくしま生物多様性活動推進協議会におけるマネジメント機能を強化し、県民、事業者、NPO 等が協働して活動できるプラットフォームを構築します。プラットフォームでは、情報や人材等の共有、情報発信及び協働プロジェクトの検討などに取り組みます。

#### **(10) 生物多様性の保全活動を推進・継続するための資金調達の仕組みづくり**

とくしま生物多様性活動推進協議会を核とし、県民、事業者、NPO 等が、継続的に生物多様性の保全活動を推進していくための「資金調達の仕組みづくり」に取り組みます。「継続的な資金調達の仕組みづくり」のため、保全活動に必要な資金の見える化を図るとともに、資金調達の手法を専門家のアドバイスを得ながら検討していきます。

## 第5章 県民・事業者・他の行政機関及び教育機関等との協働による推進体制

### 1. それぞれの主体に求められる役割

#### 【県民】

県民は、本県のすばらしい自然環境が育む生態系サービスを次世代に引き継ぐため、生物多様性の理解を深めるとともに、自然の恵みを持続的に活かしていくライフスタイルを確立する必要があります。

#### 【事業者】

事業者には、事業活動に伴い発生する生物多様性や生態学の保全に対する負荷を可能な限り減らす取組みを実行するとともに、社会貢献活動としての他社が行う活動への支援など、地域社会の一員としての役割を果たすことが期待されます。

#### 【県】

県は、国・市町村等・近隣府県などの他の行政機関との連携・調整を図りながら、「生物多様性とくしま戦略」の施策を推進します。また、県民・事業者・NPO法人への生物多様性保全の情報発信等を通じて、各種活動を支援する制度の積極的な活用を図ります。とくしま生物多様性センターは、情報共有や活動促進のためのマネジメントを担います。

#### 【関係団体】

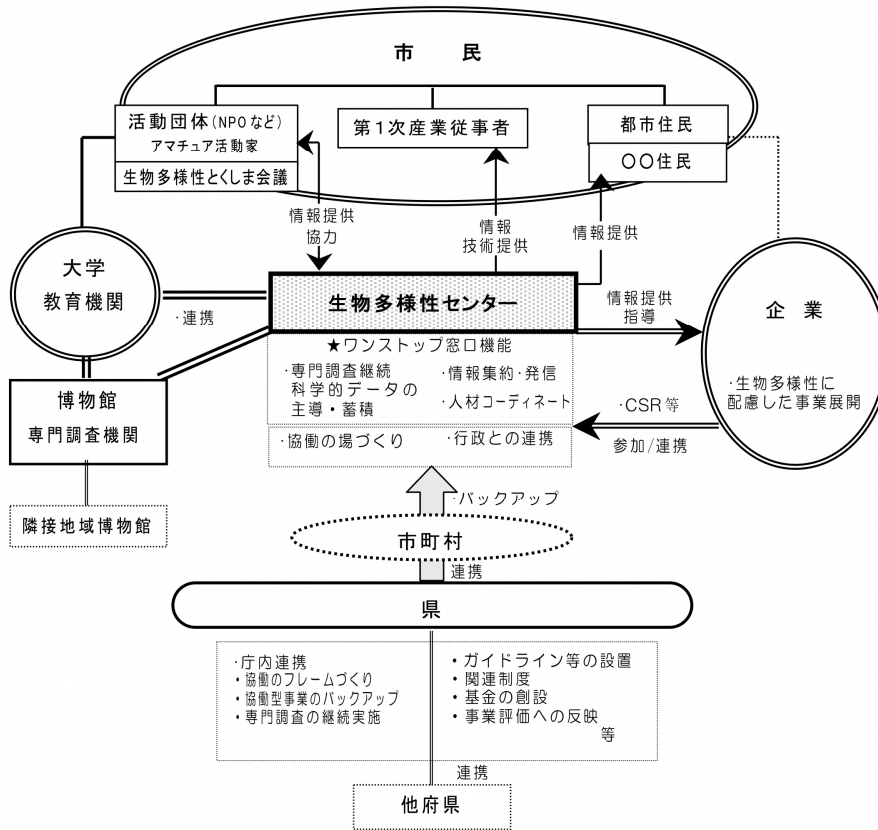
NPO法人等の環境保全活動に取り組む団体には、団体間相互の連携をさらに深め、生物多様性保全のための活動を牽引するリーダーとしての役割を果たすことが期待されます。また、行政・事業者・教育機関等と連携しながら、新たに生物多様性の保全に取り組む人材の育成や徳島県内外の他の団体との広域的なネットワークを構築し、活動を広げていくことが期待されます。

#### 【教育機関等】

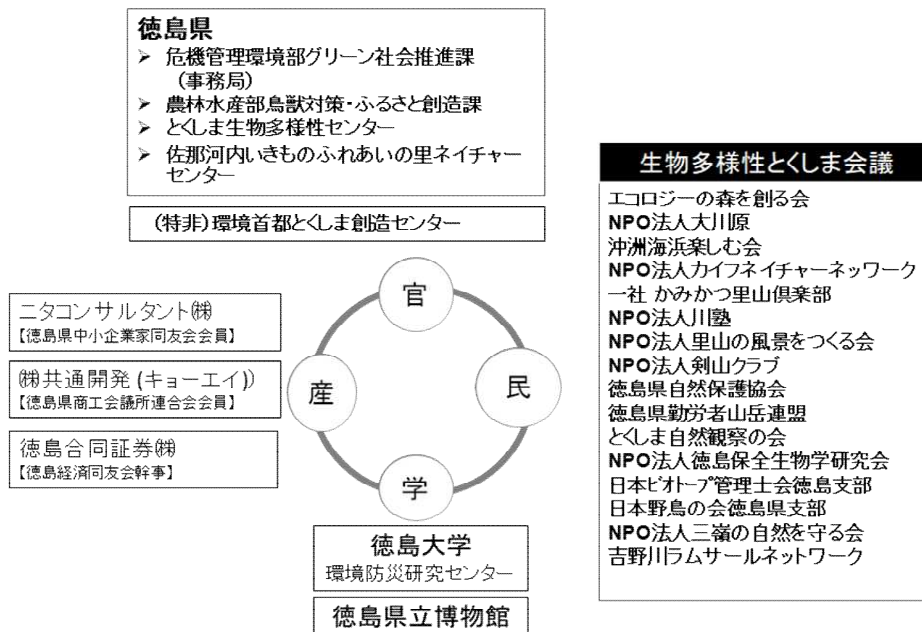
教育機関や研究機関には、生物多様性の現状や保全・活用のための理論や技術に関わる科学的な根拠を集積し、相互間での人材・情報の共有に努めることが期待されます。

### 2. 推進体制

県は、主体間の交流・活動に係る情報共有や情報発信、人材の結び付きや相互間の交流を推進するため、2015年、「とくしま生物多様性センター」を設置し、また、2016年には生物多様性とくしま会議と「とくしま生物多様性活動推進協議会」を設立しています。「とくしま生物多様性活動推進協議会」には、産学官民を結びつけ、活動を広げていくためのハブ組織として機能することが期待されます。県は、関係団体とともに事務局を担っています。



推進体制の構築方針



とくしま生物多様性活動推進協議会

## 第6章 進捗管理と戦略・計画の見直し

「生物多様性とくしま戦略 2024-2028」による戦略の期間は、2024年3月から5か年とし、順応的に推進することとします。そのため、PDCA サイクルによる進捗管理を行うこととし、毎年の状況は、適宜、「生物多様性とくしま会議」や「とくしま生物多様性活動推進協議会」と情報共有を図りながら、必要に応じて改善策の検討を行います。

本戦略の改定等については、徳島県環境審議会に諮問し、意見を求めることとします。その際、自然環境部会に「生物多様性とくしま戦略検討小委員会」を設置します。同小委員会は、個々の行動計画の達成状況について外部評価を行うとともに、課題を整理して、戦略の改定方針について意見をまとめ、自然環境部会に提案します。戦略の改定作業は、本戦略の期間が満了する概ね一年半前をめどに着手し、多くの方々の意見を反映させることに努めます。

「生物多様性とくしま戦略 2024-2028」の参考評価指標

5つの方向性	目標	行動計画	ページ	現状 (R4)	達成目標 (R10)
戦略の進捗評価における参考指標					
I 自然と生き物に優しくエシカルに暮らす					
生物多様性リーダーの育成数（累計）	1	1	76	124人	200人
「とくしま環境学講座」及び「親子環境学習教室」受講者数（累計）	1	3	76	13,776人	27,100人
環境アドバイザー派遣件数（累計）	1	3	76	1,120件	1,520件
里海創生リーダー認定数（累計）	1	6	77	173人	300人
生物多様性に関するフォーラム・情報交換会等の開催（累計）	2	8	77	4回	10回
II 生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する					
汚水処理人口普及率	3	16	78	67%	76%
エシカル農産物の生産面積	3	18	79	1,953ha	2,450ha
ジビエ加工施設での処理頭数	4	21 22	79	1,855頭	2,200頭
III 良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する					
藻場造成箇所数（累計）	6	42	82	29箇所	39箇所
県産材の生産量	6	43 44	82	41.8万m <sup>3</sup>	60万m <sup>3</sup>
IV 自然を活用して社会課題解決を推進する					
保安林指定面積（民有林）（累計）	7	51	83	98,900ha	100,100ha
V 生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくる					
エシカル農産物の生産面積（再掲）	9	60	85	1,953ha	2,450ha
J-クレジットの販売量	10	61	85	253t	2,000t
SDGs森づくり宣言企業・団体数（累計）	10	61	85	52団体	105団体